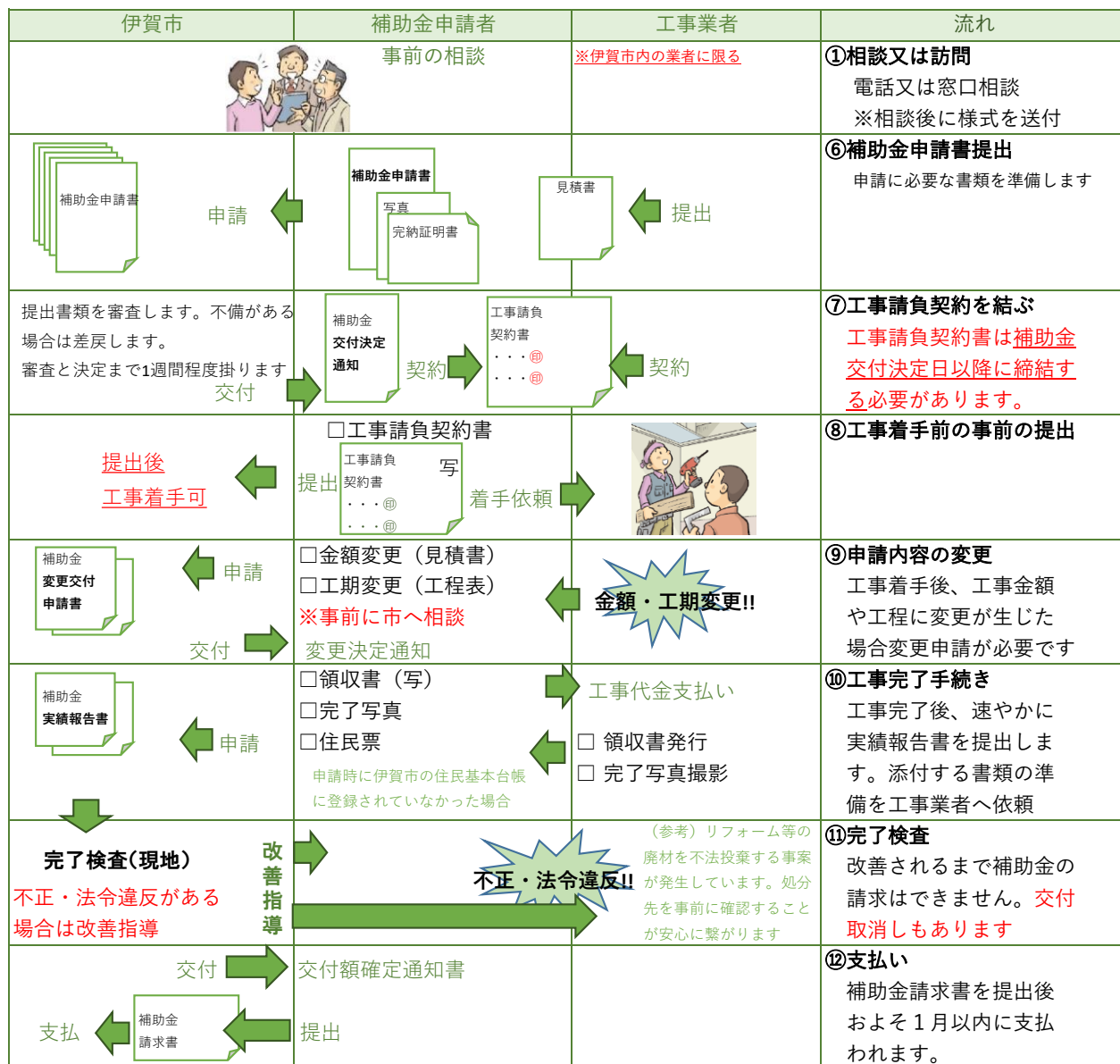


伊賀市空き家バンク家財処分等事業補助金流れ

〒518-8501 伊賀市四十九町3184
伊賀市役所 空き家対策室
☎0595-22-9676

伊賀流空き家バンクの登録物件に限ります。補助金を受けた方は、物件所有者であれば2年間の継続登録が条件です。又は、利用登録者ならば5年以上居住することが条件となり、条件を反故した場合は補助金の返還もあります。



※1 伊賀市は（独）住宅金融支援機構東海支店と協定を結び移住者向けの住宅ローンの低金利融資を行っています。審査がありますので必ず借りれるものではありません。